

Tapion 利用規約

本規約は、株式会社フライトソリューションズ(以下「当社」といいます。)が提供するクレジットカード等を利用した決済システム「Tapion」(以下「本決済システム」といいます。)について提供するサービス(以下「本サービス」といいます。)の申込を希望する店舗運営者が、当社所定の書面をもって届け出ることによって、当社が加入を承認した場合の契約関係を定めるものです。この場合、本サービスへの加入を承認された店舗運営者を「契約者」といい、当社と契約者間に締結される契約について「Tapion利用契約」といいます。

第1条(本規約の適用)

本規約は、契約者と当社の間、Tapion 利用契約に付随する一切の契約に適用されます。なお、当社と契約者間において締結された付随契約において本規約と別段の規定がある場合、特段の定めがない限り、付随契約において定める規定が優先されます。

第2条(定義)

本規約において、以下の用語は以下の対応する意義を有するものとします。

スマートフォン端末等	スマートフォン、タブレットコンピュータまたは当社が別途指定するインターネットに接続可能な機器であって、当社が別途指定する基本ソフトウェアを搭載するもの
Tapion アプリ	スマートフォン端末等にダウンロードし、所定の認証を経て起動することにより本サービスを利用することができる当社が指定するソフトウェア(Tapion アプリと連動して本決済システムを提供するソフトウェアもふくむ)
Tapion アプリ開発ベンダー	当社または Tapion アプリと連動して本決済システムを提供するソフトウェア等の開発ベンダー
Tapion 端末	Tapion アプリをダウンロードし、所定の認証を経て起動することにより本決済システムを利用することのできる契約者のスマートフォン端末等機器等の総称
申込書	Tapion 利用契約の申込のために使用するものとして当社が定めた申込書または申込書に準ずるその他の書面
IC カード等	クレジットカード等または電子マネーを記録・利用するための IC チップを内蔵するカード等の情報記録媒体

クレジットカード等	商品もしくは権利を購入し、または有償で役務の提供を受けることができるクレジットカード、電子マネー、その他の物または番号、記号その他の符号(ただし、当社の認めたものに限る。)
クレジットカード等取引	商品もしくは権利または役務(以下総称して「商品等」といいます。)の売買契約において、金銭等に換えてクレジットカード等により商品等の代金を決済する取引
利用カード会社	以下のカード等発行会社(国際ブランドの組織および当該組織に加盟する会社を含みます。以下「クレジットカード会社等」といいます。) ①当社がクレジットカード会社等との間で締結した包括加盟店契約について、当社と契約者との間で締結する個別利用契約(以下「個別利用契約」といいます。)に基づき、契約者とクレジットカード等取引に関する加盟店契約を締結するクレジットカード会社等 ②契約者とクレジットカード等取引に関する加盟店契約を締結しており、かつ、当社と当社システム利用するための契約があるクレジットカード会社等
本サービス	当社が本サービス利用者に対して、本サービス利用者が顧客(本サービス利用者が販売する商品もしくは権利、または、本サービス利用者が提供する役務について、対価を支払ったうえで提供等を受ける者をいいます。)との間でクレジットカード等取引を実現するための以下のサービスならびにそれに付随するサービス一式 ①本サービス利用者で実行されるクレジットカード等取引に関し、契約者、各クレジットカード会社のセンターの間におけるオーソリゼーションデータおよび売上データのオンラインでの中継 ②本サービス利用者において、本サービスを利用した取引関連情報の閲覧または注文の受付、もしくは取消しなど、顧客からの商品等の注文等を管理する機能を有するコンピュータプログラムの提供 ③本サービス利用者において、顧客が呈示するクレジットカード等の IC データの読取り、商品等代金の金額の入力等、本サービス利用者においてクレジットカード等取引、または、その他当社が指定する決済手段による決済を受け付ける機能を有するコンピュータプログラムの提供

④顧客からの商品等の注文または商品等代金について二次元バーコード等を生成し、本サービス利用者における顧客への提示を可能とする機能を有するコンピュータプログラムの提供

⑤本サービス利用者における集客に資する機能として当社が追加するものの提供

本サービス利用者 本サービスを利用する契約者の運営する店舗等

当社システム 本サービスを提供する主体としての当社の機関

新規サービス 本サービス以外で、当社が当社システムを利用して提供するサービス

第3条(本サービスの提供)

1. 当社は、契約者に対し、本規約に基づいて本サービスを提供し、契約者はこれに対し、本規約に定めるところにしたがって、その対価を支払います。
2. 本サービスの提供区域は日本国内とします。
3. 当社は、本サービスの提供のために当社が必要と判断する場合、当社は、Tapion アプリまたはその他当社が契約者に提供するプログラムについて、バージョンアップ、不具合の修正、改良など、予告なく本サービスの内容または仕様(以下「仕様等」といいます。)を変更できるものとします。当該仕様等変更に伴い、決済端末の操作等が必要となる場合、契約者は当社の指示に従って必要な操作等を行います。当社は、当該仕様等変更が契約者の本サービスの利用に影響する場合、当社は変更前または変更後に契約者へ当該変更を通知します。

第4条(Tapion 利用契約の申込)

1. Tapion 利用契約の申込は、本決済システムの利用を希望する者(以下「登録希望者」といいます。)が、本規約を遵守することに同意し、以下のいずれかの方法にて当社に対し所定の方法で提出することにより行われるものとします。
 - (1) 本決済システムの申込み画面を通じて行う方法。
 - (2) 当社所定の申込書に必要事項を記載する方法。
2. 当社は、申し込み時に取得した本サービス利用者届出情報を、決済機能、決済情報提供機能、その他本サービスを提供するためならびにクレジットカード等の普及促進活動のために利用することができるものとします。ただし、個人情報に関しては、「個人情報の保護に関する法律」の定めに従った取扱いを行うものとします。

第5条(Tapion 利用契約の成立)

1. Tapion 利用契約は、前条の申込に対し、当社が承認したときに成立するものとします。なお、申込者はこの認否について一切の異議を述べないものとします。
2. 当社が第4条(Tapion 利用契約の申込)に基づく申込者の申込を不適当と判断した場合には、当社は当該申込を拒否することができるものとします。当社は申込者にこの結果を連絡しますが、この場合、当社は拒否の理由を開示しないものとします。また、申込の際に提出を受けた申込書その他の書面等の返却は行わないものとします。

第6条(利用カード会社との加盟店契約)

1. 契約者は、本サービスを利用する前提条件として、Tapion 利用契約のほかに、利用カード会社との間において、有効な加盟店契約を締結する必要があります。また、当社がクレジットカード会社等との間で締結した包括加盟店契約に基づき、当社と契約者との間で個別利用契約、および、利用カード会社との間において加盟店契約を締結する場合があります。
2. 前項において、契約者は、当社と契約者間の個別利用契約、および、契約者と利用カード会社間の加盟店契約の締結の可否について、別途当社または利用カード会社が定める審査および手続を経ます。審査結果およびその理由について、当社は契約者に対して何ら責任を負いません。
3. 契約者は、本サービスを利用するにあたり、当社と契約者との間で締結した個別利用契約、および、契約者と利用カード会社との間で締結した加盟店契約に従わなければなりません。当社と契約者との間で締結した個別利用契約、および、契約者と利用カード会社との間で締結した加盟店契約が矛盾する場合、当社と契約者間においては、前者が優先されます。

第7条(接続方法)

1. 本サービス利用者は、本サービスを利用する場合、当社が別途指定する手順にしたがって本サービス利用者のスマートフォン端末等と当社システムとの接続を行わなければなりません。
2. 前項の接続に必要なスマートフォン端末等、Tapion アプリ、LTE または 5G(SIM)通信回線等の設備および付属機器等(以下「設備等」といいます。)は、当社が別途指定する性能(セキュリティ基準を含む)を満たすものによるものであることを前提とします。本サービス利用者は、設備等を自己の費用と責任で用意するものとします。
3. 本サービス利用者は、Tapion アプリを、善良なる管理者の注意義務をもって、本サービスを利用する目的に限定して使用するものとします。

第8条(本サービスの利用方法等)

1. 当社は、第4条の申込を承認した場合、契約者に対し、本サービスを利用するために必要な認証情報(ライセンスキー)を付与します。
2. 契約者が、前項の認証情報を使用して、当社の指定する方法にしたがって Tapion アプリと当社システム間の認証作業を行うことにより、本サービスの提供が開始されるものとします。

3. 当社は、本サービスの利用が、第 1 項により付与された認証情報により認証された場合、すべて本サービス利用者による利用とみなします。
4. 本サービス利用者は、本規約を承諾し、これらを遵守するものとします。
5. 本サービス利用者は、当社と契約者との間で締結した個別利用契約、および、契約者利用カード会社との間で締結した加盟店契約において本サービス利用者に課せられる義務、ならびに本契約に定める義務等を本サービス利用者の従業員その他本契約にかかる本サービス利用者の業務を行う者に遵守させるものとします。
6. 本サービス利用者は、自らが販売または提供する商品等の品質に関して、善良なる管理者の注意の下に管理を行うものとします。
7. 本サービス利用者は、カード発行会社が顧客向けに定める規約、利用約款等の内容を承認し、これらに従い、顧客に商品等に関してカード等を本サービスを通じて利用させるものとします。
8. 本サービス利用者が、本サービスを利用した取引で本サービス利用者の責めに帰すべき事由により当社またはカード発行会社、利用カード会社、または外部サービスに損害を与えた場合、本サービス利用者は当社またはカード発行会社、利用カード会社、または外部サービスが被った一切の損害を賠償する責任を負うものとします。
9. 本サービス利用者は、顧客に対する商品等の代金額の確認、売上承認を自己の責任において行うものとします。
10. 本サービス利用者は、いかなる理由があっても、本サービスに係る全て(ソフトウェア、資料等)に対して複製、改変もしくは解析等を行わないものとし、またこれらの行為に加担・協力してはならないものとします。
11. 本サービス利用者は、各種法令に従いこれを遵守するものとします。
12. 本サービス利用者は、本サービスの利用に関し当社と利用カード会社との間で決定した事項を遵守するものとします。
13. 本サービス利用者は、本サービスを利用する以外の目的で、当社システムにアクセスしてはならないものとします。
14. 本サービス利用者は、第 20 条(解除)第 2 項各号に該当する事由が生じた場合、直ちに当社へ連絡するとともに、本サービス利用者が顧客に対して負う責務の履行が完了していない顧客、にも連絡し、責任をもって対応するものとします。

第 9 条(障害時の手続)

1. 本サービス利用者は、本サービスを利用するにあたり、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの利用を中止するものとします。
 - ① Tapion 端末が故障した場合
 - ② 当社システムまたは外部サービスのネットワークに障害が発生した場合
 - ③ 通信異常等により通信エラーを繰り返した場合
 - ④ クレジットカード等の読み取りができず、Tapion 端末が使用できない場合

2. 本サービス利用者は、前各項にかかわらず、本サービス利用者における Tapion 端末の障害、本サービスに関する設備間の通信、またはシステムの保守管理に必要な時間その他のやむを得ない場合には、本サービスの提供を受けることができないことについて、予め承諾するものとします。

第 10 条(Tapion 利用料)

1. 契約者は、当社(支払先)に対し、本サービスを利用する対価として、別途定める Tapion に関する利用料(以下、「Tapion 利用料」といいます。)に消費税(地方消費税を含みます。)を付して支払うものとします。
2. Tapion 利用料は、暦月単位で発生するものとし、原則として Tapion 利用契約の成立した日の属する月の翌月から発生します。なお、月内に Tapion 利用契約が成立し、または終了した場合でも、当月分の Tapion 利用料は減額されないものとします。
3. Tapion 利用料の支払期日および当該期日における支払額は別途当社より所定の方法により通知するものとし、支払後は、理由の如何を問わず、返金はされないものとします。
4. 当社と契約者との間で、クレジットカード等取引のため、個別利用契約を締結する場合、第 1 項に定める Tapion 利用料の他、当社は契約者に対し個別利用契約に基づく加盟店手数料を請求することができます。

第 11 条(Tapion 利用料の支払方法)

1. 契約者は、前条の Tapion 利用料その他 Tapion 利用契約に基づいて当社に対し負担する一切の金銭債務(以下「Tapion 利用料金等」といいます。)を、当社が別途指定する口座からの口座振替の方法により支払うものとします。ただし、当社が特に認めた場合、契約者は口座振替以外の方法による支払をすることができます。なお、支払に要する費用は契約者が負担するものとします。
2. 当社と契約者との間で、クレジットカード等取引のため、個別利用契約を締結し、当社が契約者に対して、クレジットカード取引による売上の精算金債務を負う場合、当社は、当該精算金債務から Tapion 利用料金等を差し引くことができ、契約者はこれを了承します。
3. 契約者が支払期日に第 1 項の債務の支払いをしないため、当社が未払債務の一部または全部について契約者に再請求手続をした場合、その費用は契約者が負担するものとします。ただし、当該再請求に際して、当社から別途指示があったときは、契約者は、その指定する日時・場所・方法で支払うものとし、契約者が当該指示にしたがわない方法等で支払った場合、当社は、当該弁済を有効な弁済でないものとみなすことができます。

第 12 条(Tapion 利用料の変更)

当社は、必要に応じて Tapion 利用料の額および支払期日を変更することができます。当社が Tapion 利用料または支払期日の変更を行い、これを契約者に通知(当社の Web サイトに表示する方法を含みます。以下同じ。)した後、3 ヶ月以内に契約者が Tapion 利用契約を所定の方

法により解除しなかった場合、または当社による上記通知後、契約者が本サービスを利用した場合、当社は、いずれかの早い日を持って契約者が当該変更に同意したものとみなします。

第 13 条 (Tapion 利用料の充当)

契約者の弁済した金額が Tapion 利用契約およびその他の契約に基づき当社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、当社が適当と認める順序、方法によりいずれの債務にも充当することができるものとします。

第 14 条 (費用)

1. 契約者が本サービスを利用するのに必要な電気料金、通信費等の付帯コストは全て契約者が負担するものとし、理由のいかんを問わず当社には請求しないものとします。
2. 本サービス (Tapion アプリ含むシステムセンターへの接続等) の契約終了時に必要な措置に係る費用は、契約者が負担するものとします。

第 15 条 (届出情報に関する表明保証)

1. 契約者は、申込書に記載または申し出た内容 (以下「届出情報」といいます。) に変更があった場合は、直ちに当社所定の方法により、当社に申し出なければならないものとします。
2. 契約者は、届出情報が申込時点または変更申出時点において事実と合致し、真実であることを表明し保証します。

第 16 条 (届出情報に基づく当社の行為の免責)

1. 当社は、届出情報に基づいて本サービスを提供するものとし、契約者の故意過失を問わず、届出情報に誤りがあったことにより本サービスの提供の全部または一部がなされなかった場合、当社はそれに基づく一切の責任を負わないものとします。また、契約者は、届出情報に誤りがあったことにより当社または第三者に生じた損害を賠償しなければなりません。
2. 当社は、前条第 1 項の変更申出があり、これに応じて本サービスの内容を変更するために当社において必要となる合理的な期間を経過するまでは、変更前の届出情報に基づいて本サービスを提供するものとします。
3. 契約者が前条第 1 項の届出を怠ったことにより、当社からの通知または送付書類等が延着もしくは到着しなかった場合でも、通常到達すべきときに到達したものとみなすことを、契約者はあらかじめ異議なく承諾するものとします。

第 17 条 (業務委託)

当社は、本サービスの提供の全部または一部を当社の責任において第三者に委託することができるものとします。この場合、当社は、当該委託先に対し、当該委託先の責に帰すべからざる事由がある場合を除き、自ら業務を遂行した場合と同様の責任を負うものとします。

第 18 条(データの提供および取扱い)

1. 当社は、本サービスの利用にあたり、当社または契約者から通信回線を経由して提供される取引情報(以下、「データ」という。)については、当社が定める方法に従い保管・管理するものとします。
2. 当社は、本サービスの提供にあたり、データを使用・処理することができるものとし、データ保全の目的で、本システムで得たデータのバックアップをとることができるものとします。なお、データのバックアップの頻度、保管方法は当社で定めることとします。
3. 当社は、本サービス利用者のデータが当社の定める所定の基準を超えたとき、本契約の解除等があったとき、または第 25 条(契約解除)各号のいずれかに該当するときは、本サービス利用者に対し何らの通知なく、現に蓄積しているデータを削除またはデータの転送を停止することがあります。
4. 前項の場合において、当社は、本サービス利用者、顧客、または、第三者に発生した直接もしくは間接の損害について、その原因の如何を問わず、いかなる責任も負わないものとします。

第 19 条(クレジットカード番号等の管理)

1. 本サービス利用者は、クレジットカード番号等(クレジットカード会社等がその業務上本サービス利用者に付与する割賦販売法第 2 条第 3 項第 1 号に定める番号、記号その他の符号およびデビットカード、プリペイドカードの機能を有する番号、記号その他の符号をいう。以下同じ。)および滅失またはき損の防止その他クレジットカード番号等の適切な管理のために、クレジットカード番号等(以下まとめて本条において「クレジットカード番号等」という。)を本サービス利用者所有のスマートフォン端末もしくは外部メモリに記録または書面に書き写し、コピーまたは撮影する等により保存してはならず、万が一、クレジットカード番号等が記録または保存された場合には、直ちに復元不可能な方法で消去しなければならないものとします。
2. 本サービス利用者および契約者は、クレジットカード番号等の漏えい事故等が生じた場合には、速やかに、当社に対し、漏えい事故等の発生日時、状況等を報告しなければならないものとします。
3. 本サービス利用者および契約者は、クレジットカード番号等の漏えい事故等が生じた場合には、速やかに、原因の究明および再発防止策を講じた上で、これを当社に報告しなければならないものとします。
4. 本サービス利用者および契約者は、当社または利用カード会社が、本サービス利用者におけるクレジットカード番号等の管理体制が不十分であると判断した場合または前項の再発防止策が不十分であると判断した場合には、必要な是正措置を指導することを承諾し、かかる指導に従うものとします。

第 20 条(サービス提供の停止と当社の免責)

1. 当社は、以下の各号に該当する場合、本サービスを停止することができます。
 - ①当社システムおよび外部サービスの保守またはその他の工事等により、本サービスの提供を一時的に停止せざるを得ない場合
 - ②天災、火災、風水害、通信回線の障害、停電など当社に起因しない理由により、本サービスの提供ができなくなった場合
 - ③当社システムおよび外部サービスのシステムが故障し、本サービスの提供が困難になった場合または故障のおそれがあると当社が判断した場合
 - ④突発的な当社システムおよび外部サービスの障害、その他緊急やむを得ない事情により本サービスの提供ができなかった場合
 - ⑤本契約に係る業務に関し第三者からの異議・紛争が生じた場合
 - ⑥災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信を優先的に取り扱う場合
 - ⑦法令、規則、裁判所の決定もしくは命令または行政庁の命令もしくは指示等があった場合
 - ⑧その他本契約に係る業務の提供の継続が困難となる事由が発生した場合
2. 第1項の場合、当社は、当該停止による契約者に対する損害賠償の責任を負担しません。
3. 契約者は、第1項の場合において、当社から本サービス回復のために協力を要請された場合、速やかにこれに応じるものとします。
4. 本サービス利用者は、前各項にかかわらず、Tapion 端末の故障、本サービスに関する設備間の通信、またはシステムの保守管理に必要な時間その他のやむを得ない場合には、本サービスの提供を受けることができないことについて、予め承諾するものとします。
5. 第1項各号に定める事由が生じた場合における本サービスの停止もしくは中断、ICカード等、Tapion 端末、およびその他の通信機器ならびにその上で動作するアプリケーション等の不具合、通信障害による本サービス利用者からのデータの受信エラーその他の決済システムの不具合等により、本サービス利用者、契約者または顧客その他の第三者に損害が生じた場合であっても、本サービス利用者と顧客その他の第三者との間で解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。
6. 当社は、本サービス利用者が誤って送信した本サービスに関する情報を受信した場合に、当該情報を処理したことによって生じた事態につき、なんらの責任を負わないものとします。
7. 前各項に定めるほか、本サービス利用者の責めに帰すべき事由により顧客その他第三者に損害が生じた場合は、本サービス利用者および契約者がその責任において処理するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。
8. 当社システムは、本サービス利用者の操作ミスにより生じたデータの修正は行わないものとします。
9. 外部サービス（利用カード会社等をふくむ）の責めに帰すべき事由（法的破綻および事実上の破綻を含みますが、これらに限りません）により、本サービス利用者、契約

者、または、顧客に生じた損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

10. 当社は、利用カード会社等との契約の維持およびサービス提供の維持に努めるものとしませんが、その維持を保証するものではなく、本サービスの内容の変更や本サービスの終了については責任を負わないものとします。
11. 万が一、当社に帰責性が認められる場合であっても、本サービスに関して当社が賠償する損害は、通常生ずべき損害に限り、かつ、損害の原因が生じた月にかかる Tapion 利用料の月額を上限とします。

第 21 条(Tapion 端末等の紛失盗難)

契約者は、Tapion 端末を善良なる管理者の注意をもって保管するものとします。

Tapion 端末等の紛失、盗難その他の事由により他人に Tapion 端末等を利用された場合、当社は、当該紛失、盗難が当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、当該利用による契約者の損害についてなんらの責任を負わないものとします。また、当該紛失、盗難等により第三者との間で紛議を生じた場合、契約者が自己の費用と責任において解決するものとし、当社に一切の迷惑をかけないものとします。

第 22 条(秘密保持)

1. 本規約でいう機密情報とは、文書・口頭および物品を問わず、本サービスの提供、利用を目的として、契約者と当社間で開示された一切の情報とします(以下当該情報を開示した当事者を「開示当事者」、当該情報を受領した当事者を「受領当事者」といいます。)。ただし機密情報が(1)既に公知のものである場合、(2)開示当事者より開示を受けた時点で受領当事者が既に正当に保有していた場合、(3)開示当事者より開示を受けた後、受領当事者の責によらず公知となった場合は、この限りでないものとします。
2. 受領当事者は、機密情報について善良なる管理者の注意をもって機密として管理し、本サービスの提供、利用以外の目的に使用してはなりません。ただし、法令に基づく行政庁もしくは裁判所の命令または要請により開示を求められ、または自らが会員となっている認定割賦販売協会の規則あるいは要請により開示を求められた場合には、受領当事者は、開示当事者の同意なくして、機密情報を、当該開示請求者に開示することができます。

第 23 条(機密情報の第三者への開示)

1. 受領当事者は、事前に開示当事者の書面による同意を得なければ、機密情報を第三者に開示してはなりません。
2. 前項にかかわらず、受領当事者は、本サービスの提供、利用のため機密情報を必要とする、自己または親会社あるいは子会社の取締役、従業員等、および弁護士、公認会計士、ファイナンシャル・アドバイザーなどの受領当事者が契約している専門家(以下「受領当事者の従業員その他の者」といいます。))に対して、本サービスの遂行上必要な場合に限り、受領当事者

と同様の機密保持義務を課した上で開示することができます。ただし、受領当事者は、当該被開示者が本条違反の行為をした場合、自己の違反と同様の責任を負います。

3. 受領当事者は、機密情報に係わる業務を遂行する受領当事者の従業員その他の者に対して、本規約に定める機密情報の取扱い事項を十分に説明し機密保持に関する教育を行い、当該従業員が離職する場合、当該従業員が業務上知り得た機密情報の機密を保持する策を講じます。
4. 第1項にかかわらず、当社は、法令、規則、裁判所の決定もしくは命令または行政庁の命令もしくは指示等に基づき必要とされる場合に限り、開示を要求した者に対して機密情報を開示することができるものとします。

第24条(機密情報等の複製禁止)

契約者は、当社が本サービスに関連して契約者に提供した書面、資料、電子データその他の情報を、当社の事前の承諾なく複製してはなりません。

第25条(契約終了時の機密情報の扱い)

1. 受領当事者は、Tapion 利用契約が終了した場合、または開示当事者より機密情報の返還請求があった場合には、機密情報のうち原本が返還可能なものおよびその写しの一切を、速やかに返還しなければなりません。返還不能なものについては開示当事者の承諾を得て破棄処分します。
2. 契約者は、Tapion 利用契約終了後、機密情報およびそれに関連して当社が開示したいかなる情報も、契約者自身または第三者のために利用してはなりません。
3. 第22条(秘密保持)から本条の規定は、Tapion 利用契約が終了した後も有効とします。

第26条(契約者の情報の提供および利用)

1. 契約者は、当社が、本サービスの提供に利用するため、利用カード会社、Tapion アプリ開発ベンダー、外部サービス、その他当社が予め契約者に所定の方法で通知(当社の web ページへの掲載を含むものとします。)する者に対し、機密情報を提供することを、予め同意します。ただし、この場合、当社は開示の相手方に第22条(秘密保持)から前条までの当社と同様の秘密保持義務を課すものとします。
2. 契約者は、本サービスを利用した場合と否とを問わず、機密情報および契約者が Tapion 端末を使用して行った全ての取引に関する売上金額等の情報について、当社が、販売促進その他の本サービス以外の事業にも利用することに同意します。この場合、当社は、契約者に事前に通知することなく、当該情報を、当該事業について当社と提携する事業者を提供する場合があることを契約者は承諾します。ただし、当社は提携する事業者に対し、第22条から前条までの当社の義務と同様の秘密保持義務を課すものとします。

第27条(反社会的勢力の排除)

1. 契約者は、契約者が Tapion 利用申込日現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）、またはテロリスト等（疑いがある場合を含む）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - ①暴力団員等またはテロリスト等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ②暴力団員等またはテロリスト等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等またはテロリスト等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④暴力団員等またはテロリスト等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等またはテロリスト等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 契約者は、契約者が、自ら（契約者の代表者その他契約者の経営に実質的に関与している代表者以外の個人を含みます。）または第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、あるいは当社の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為
3. 第 1 項の表明が真実でないことが判明した場合、または契約者が第 1 項の確約あるいは前 2 項に違反した場合、当社は Tapion 利用契約を直ちに解除することができます。この場合、契約者は解除により被った損害を一切当社に対し請求することができず、当社は、これにより被った損害の賠償を請求することができます。

第 28 条（その他の禁止行為）

1. 契約者は、以下の行為を行ってはならないものとします。
 - ①本サービスの提供または運営に支障を与えること（支障を与える恐れのある行為を含む）
 - ②本サービスを利用する目的以外の目的で、当社システムおよび外部サービスへのアクセスその他本サービス利用行為を行うこと、または第三者に Tapion アプリ（本条において、その媒体を含む。）を使用させること
 - ③本サービスを利用する目的以外の目的で、Tapion アプリを利用し、または貸与を受けること
 - ④Tapion アプリの一部又は全部をリバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイル、その他ソースコードを解析し、または第三者に譲渡もしくは貸与すること

- ⑤Tapion アプリに当社の事前の書面による承認を得ずにスマートフォン接続ツール以外のアプリケーションとの連動または接続を行うこと
 - ⑥本サービスの提供を受ける権利を他に譲渡すること
 - ⑦契約者が当社に本サービスを利用する設置先として届出た店舗・施設等以外の設置先で利用すること
 - ⑧前各号に定める行為を第三者に行わせること
2. 契約者が前項の行為を行い、これにより当社に損害を与えた場合、契約者はその損害を賠償します。
 3. 第1項各号の違反が判明した場合は、当社は Tapion 利用契約を解除し、または契約者に対する本サービスの提供を一時的に制限することができます。

第29条(解除)

1. 契約者または当社は、3ヵ月以上の予告期間をもって通知することにより、Tapion 利用契約を解除することができます。なお、契約者が3ヵ月未満の期間内に Tapion 利用契約の解除を希望する場合、当社は、当該期間をもって解除を認めることができ、この場合、当社は、契約者に対し、3ヵ月分の Tapion 利用料相当額の解除金を請求することができます。なお、かかる当社が定める通知（メール等を含むが手段を問わない）に解約日が記されていない場合には、当該通知到達の日から3ヶ月を経過した日を解約日とします。ただし、解除日以降に利用カード会社より代理受領した回収料金があった場合には、当社は当該料金の引渡し完了するまで残存事務を遂行するものとします。
2. 当社は、契約者における本サービスを利用したクレジットカード等取引の売上について、毎月の合計額が10万円未満となる月が3月以上連続した場合、当社の判断により、Tapion 利用契約を解除することができます。ただし、契約者の説明や提出された資料等により、当社が契約を継続する理由があると判断した場合には、この限りではありません。解除の場合、当社は Tapion 利用契約を解除する月の前月末までに、催告します。
3. 前項にかかわらず、契約者が以下の各号に該当する場合、当社は、相当の期間を定めて催告の上、契約者に対する本サービスの提供を中止し、または Tapion 利用契約を解除することができます。
 - ① 本規約に違反したとき(ただし重大な違反の場合を除く)
 - ② Tapion 利用料の支払いを一度でも遅延したときまたは拒否したとき
 - ③ Tapion 利用料の代金の支払いを遅延したとき支払停止または支払不能となったとき。
 - ④ 手形または小切手が不渡りとなったとき。
 - ⑤ 差押え、仮差押えもしくは仮処分があったときまたは競売の申立があったとき。
 - ⑥ 破産、会社更生手続開始または民事再生手続開始の申立があったとき。
 - ⑦ 解散または営業の全部もしくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき。
 - ⑧ 前各号のほか、信用状態の悪化、またはそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。

4. 第1項にかかわらず、契約者が以下の各号に該当する場合、当社は、契約者に対する催告を要することなく、直ちに契約者に対する本サービスの提供を中止し、または Tapion 利用契約を解除することができます。
 - ① 利用カード会社との加盟店契約が理由のいかんを問わず終了したとき
 - ② Tapion 利用契約に関し、契約を継続しがたい重大な違反がみられたとき
 - ③ その他本項各号に準ずる重大な信用状態の悪化があると認められる相当の理由があるとき
5. 当社は、第3項または前項の解除とともに、損害賠償の請求をすることができます。

第30条(遅延損害金)

1. 契約者が、Tapion 利用料の支払いその他の Tapion 利用契約に基づく債務の履行を遅延した場合、当社は、これに対する支払日の翌日から支払日まで年 14.6% (ただし、年 365 日の日割計算) による遅延損害金を請求することができます。ただし、当該遅延損害金の支払いにかかる振込手数料その他の費用は契約者が負担するものとします。
2. 前項の場合、本サービスを停止することがあります。

第31条(損害の賠償)

1. 契約者は、本サービスの利用に当たり、故意または過失により、当社に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。
2. 契約者が、本サービスの利用に当たり、契約者の顧客に対し損害を与えた場合その他紛議を生じた場合、契約者の責任において解決するものとし、当社に一切の迷惑をかけないものとします。
3. 当社が本契約に基づき、契約者に損害賠償義務を負う場合、当該損害を与えた行為の対象であったサービスについての月次利用料金の直近 12 ヶ月分の月平均額(利用期間が 12 ヶ月に満たない場合、利用期間における月次利用料金の月平均額)を上限として、契約者は当社に対して損害賠償を請求することができます。

第32条(本規約の改定と承認)

1. 当社は、本規約をいつでも改定できるものとします。
2. 当社は、本規約改定後、速やかに契約者に改定後の規約を所定の方法により通知(当社の Web サイトに表示する方法を含みます。以下同じ。)します。契約者が当該通知後 3 ヶ月以内に Tapion 利用契約を解除しなかった場合、または当社による通知後本サービスを利用した場合、改定後の規約を承認したものとみなします。

第33条(Tapion 利用契約の追加申込)

契約者は、本サービスに追加して、未契約の本サービスのいずれかを申し込むことができます。この場合、契約の申込および成立は、第4条および第5条の規定にしたがうものとします。

第 34 条(新規サービスの追加)

1. 当社は、本サービスに追加して新規サービスを提供することがあります。
2. 当社は、新規サービスを追加した場合、郵送、当社の Web サイト掲示等当社の定める方法により契約者にその内容および利用規約を通知するものとします。
3. 契約者は、新規サービスを利用する場合、当社に対し、当社が定める方法により申し込まなければなりません。

第 35 条(報告義務)

1. 契約者は以下の各号に該当する場合、直ちに当社に当該事項の発生を報告しなければなりません。
 - ① 本サービスの提供に関して提携する利用カード会社との加盟店契約が解除となったとき
 - ② 差押、仮差押、仮処分または租税公課の滞納処分を受けたとき(ただし、第三債務者として差押または仮差押を受けた場合その他信用に関しない場合を除く)
 - ③ 支払停止があったとき、または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立があったとき
 - ④ 合併もしくは分割または事業の全部もしくは重要な一部の譲渡を決議したとき
 - ⑤ 解散を決議したとき
 - ⑥ 監督官庁からの営業許可の取消、停止等の処分を受けたとき
 - ⑦ 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - ⑧ 本サービスの申込時の情報に変更が生じたとき
2. 前項のほか、当社は、本サービスの円滑な提供のため必要がある場合、契約者に対し、契約者の業務内容その他の事項について報告を求めることができます。

第 36 条(本ブランドの利用許諾等)

本サービスに関する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他の権利もしくはこれらの権利に基づく実施権等の権利または技術上または営業上のノウハウ(本サービスの提供にあたって当社が確立した事業スキーム並びに本サービスに係るシステムの開発および本サービス流通促進に関する事業戦略等を含むが、これらに限られないものとします。)は、全て当社に帰属します。

第 37 条(有効期間)

1. Tapion 利用契約の有効期間は、契約成立の日から 1 年とします。ただし、期間満了の 3 ヶ月前までに、当事者いずれかの契約終了の意思表示がない限り、Tapion 利用契約は更に 1 年これを延長し、以降も同様とします。
2. 前項の規定にかかわらず、本サービス利用者が本サービスを当社が定める一定の利用基準を満たすことなく、3 ヶ月を経過した場合は、本契約は終了するものとします。

3. 利用カード会社と当社との間の本サービスを提供するために必要な契約が、事由を問わず終了したときは、その時点をもって本サービス利用者と当社との本契約を終了するものとします。

第 38 条（本サービスの廃止）

1. 当社は、本サービスの一部または全部を廃止することがあります。本サービスの一部または全部を廃止する場合には、予め本サービス利用者にその旨を通知します。
2. 前項の規定による本サービスの一部または全部の廃止があったときは、本サービスの一部または全部に係る契約は終了するものとします。
3. 本サービスの一部または全部の廃止により、本サービス利用者が何らかの損害を被った場合においても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第 39 条（準拠法および裁判管轄）

1. Tapion 利用契約（申込手続きを含みます。以下同じ。）に関する準拠法は日本法とします。
2. Tapion 利用契約に関する紛争は、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 40 条（協議事項）

本規約に定めのない事項は、契約者と当社が、誠意をもって協議の上解決します。

2023 年 6 月 30 日制定

2023 年 10 月 1 日社名変更による改訂